協議会の構成員は、地方公共団体の判断により柔軟に追加することができる。地域の実情に応じて必要な構成員を追加することにより、協議会に、新モビリティサービス協議会や道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）に基づく地域公共交通会議等の他の協議会の機能を付加し、合同で開催するなど、事務手続に係る負担の軽減を図ることが可能である。

なお、地域の公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者、地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者については、協議会を組織する地方公共団体から地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行う旨の通知を受けた場合には、正当な理由がある場合を除き、当該協議に応じなければならないこととされていることに留意する必要がある。

(2)‖　連携促進団体

地方公共団体における人材やノウハウの不足が課題となる中において、その機能・役割を補完・強化することにより、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を図るためには、地域の関係者相互間の連絡調整及び連携の促進を行う民間団体を連携促進団体として協議会の構成員に追加し、その活動をより一層促進することにより、蓄積された知見やリソースを活用することが望ましい。

地方公共団体が協議会の構成員に追加する連携促進団体を選定する方法については、例えば、公募による参加申出を踏まえた選定や、地域の関係者からの推薦を踏まえた選定、地方公共団体が要件該当性を確認した上での参画依頼など様々な方法が考えられるところ、協議会を設置及び運営する地方公共団体が地域の実情を踏まえて判断することが可能である。その際、特定の企業や団体の利益が誘導されたり、中立性が損なわれたりしないよう留意する必要がある。

連携促進団体の要件を満たすためには、当該民間団体が連絡調整のみならず、連携の促進を実施している必要がある。連絡調整とは、合意形成の場の設定や関係者への必要な情報提供、軽微な関係者間調整を行うことを指し、連携の促進とは、地域の輸送資源のフル活用等、地域の関係者の連携と協働により地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を図る上で必要となる施策の企画立案や関係者間の利害調整、地域旅客運送サービスの提供の支援等を行うことを指す。

地方公共団体が連携促進団体を選定する際には、上記の要件を満たすことに加え、連携促進団体としての活動を継続的かつ中立的に実施することが可能かを確認することが適当である。また、連携促進団体が地方公共団体の機能を補完・強化する存在として地域に受容され、その活動を円滑に実施していくためには、地方公共団体が連携促進団体の選定方法や選定理由について、地域住民等に対して明確に示すなど、選定過程の透明性を十分に確保することが重要である。

また、地方公共団体が連携促進団体を選定した後についても、定期的に活動状況のフォローアップを実施するなど、制度の適切な運用に努めるべきである。

なお、連携促進団体については、地方公共団体の機能・役割を補完・強化する役割を担うものであり、地域交通施策については、地方公共団体の責任のもとで最終的な実施等の判断を行うことに留意する必要がある。

協議会の構成員は、地方公共団体の判断により柔軟に追加することができる。地域の実情に応じて必要な構成員を追加することにより、協議会に、新モビリティサービス協議会や道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）に基づく地域公共交通会議等の他の協議会の機能を付加し、合同で開催するなど、事務手続に係る負担の軽減を図ることが可能である。

なお、地域の公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者、地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者については、協議会を組織する地方公共団体から地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行う旨の通知を受けた場合には、正当な理由がある場合を除き、当該協議に応じなければならないこととされていることに留意する必要がある。

（新設）